

許可、認定等の申請手数料

条 項	許可、認定等の内容	申請手数料
建築基準法（以下「法」という。）第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）	仮使用の認定	1件につき 120,000円
法第42条第1項第5号	道路位置の指定、変更	1件につき 50,000円
	道路位置の指定の廃止	1件につき 30,000円
法第43条第2項第1号	敷地と道路との関係に関する認定	1件につき 27,000円
法第43条第2項第2号	敷地と道路との関係に関する許可	1件につき 33,000円
法第44条第1項第2号	道路内の建築制限に関する許可	1件につき 33,000円
法第44条第1項第3号	道路内の建築制限に関する認定	1件につき 27,000円
法第44条第1項第4号	道路内の建築制限に関する許可	1件につき 160,000円
法第47条ただし書	壁面線による建築制限に関する許可	1件につき 160,000円
法第48条第1項～第13項ただし書	用途地域の建築制限に関する許可	1件につき 180,000円
法第51条ただし書	卸売市場等の敷地の位置に関する許可	1件につき 160,000円
法第52条第6項第3号	容積率に関する認定	1件につき 27,000円
法第52条第10項、第11項、第14項	容積率に関する許可	1件につき 160,000円
法第53条第5項第4号	建蔽率に関する許可	1件につき 33,000円
法第53条第6項第3号	建蔽率に関する許可	1件につき 33,000円
法第53条の2第1項第3号、第4号	建築物の敷地面積に関する許可	1件につき 160,000円
法第55条第2項	建築物の高さに関する認定	1件につき 27,000円
法第55条第3項	建築物の高さに関する許可	1件につき 160,000円
法第55条第4項	建築物の高さに関する許可	1件につき 160,000円
法第56条の2第1項ただし書	日影による中高層の建築物の高さに関する許可	1件につき 160,000円
法第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さに関する認定	1件につき 27,000円
法第58条第2項	建築物の高さに関する許可	1件につき 160,000円
法第59条第1項第3号	高度利用地区内における制限に関する許可	1件につき 160,000円
法第59条第4項	高度利用地区内における制限に関する許可	1件につき 160,000円
法第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等に関する許可	1件につき 160,000円
法第68条の3第1項、第2項、第3項	地区計画（再開発等促進区等内）の区域内における制限に関する認定	1件につき 27,000円
法第68条の3第4項	地区計画（再開発等促進区等内）の区域内における制限に関する許可	1件につき 160,000円
法第68条の4	地区計画等の区域内における制限に関する認定	1件につき 27,000円
法第68条の5の3第2項	地区計画等の区域内における制限に関する許可	1件につき 160,000円
法第68条の5の5第1項、第2項	地区計画等の区域内における制限に関する認定	1件につき 27,000円
法第68条の5の6	地区計画等の区域内における制限に関する認定	1件につき 27,000円
法第68条の7第5項	予定道路が指定された場合における制限に関する許可	1件につき 160,000円
法第85条第6項	仮設建築物に関する許可	1件につき 120,000円

手数料一覧

法第 85 条第 7 項	仮設建築物に関する許可（1 年を超えるもの）		1 件につき 160,000 円
法第 86 条第 1 項	一定の建築物に関する認定	建築物の数が1又は2	1 件につき 78,000 円
		建築物の数が3以上	1 件につき 78,000 円+28,000 円× (建築物の数-2)
法第 86 条第 2 項	一定の建築物に関する認定	既存建築物を除いた建築物の数が1	1 件につき 78,000 円
		既存建築物を除いた建築物の数が2以上	1 件につき 78,000 円+28,000 円× (建築物の数-1)
法第 86 条第 3 項	一定の建築物に関する許可	建築物の数が1又は2	1 件につき 220,000 円
		建築物の数が3以上	1 件につき 220,000 円+28,000 円× (建築物の数-2)
法第 86 条第 4 項	一定の建築物に関する許可	既存建築物を除いた建築物の数が1	1 件につき 220,000 円
		既存建築物を除いた建築物の数が2以上	1 件につき 220,000 円+28,000 円× (建築物の数-1)
法第 86 条の 2 第 1 項	一敷地内認定建築物以外の建築物に関する認定	一敷地内認定建築物を除く建築物の数が1	1 件につき 78,000 円
		一敷地内認定建築物を除く建築物の数が2以上	1 件につき 78,000 円+28,000 円× (建築物の数-1)
法第 86 条の 2 第 2 項	一敷地内認定建築物に関する許可	一敷地内認定建築物を除く建築物の数が1	1 件につき 220,000 円
		一敷地内認定建築物を除く建築物の数が2以上	1 件につき 220,000 円+28,000 円× (建築物の数-1)
法第 86 条の 2 第 3 項	一敷地内許可建築物以外の建築物に関する許可	一敷地内許可建築物を除く建築物の数が1	1 件につき 220,000 円
		一敷地内許可建築物を除く建築物の数が2以上	1 件につき 220,000 円+28,000 円× (建築物の数-1)
法第 86 条の 5 第 1 項	一定の建築物の認定又は許可の取り消し		1 件につき 6,400 円+12,000 円× 現に存する建築物の数
法第 86 条の 6 第 2 項	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限に関する認定		1 件につき 27,000 円
法第 86 条の 8 第 1 項	既存建築物の工事の全体計画の認定		1 件につき 120,000 円
法第 86 条の 8 第 3 項	既存建築物の工事の全体計画の変更の認定		1 件につき 120,000 円
法第 87 条の 2 第 1 項	既存建築物の工事の全体計画の認定		1 件につき 120,000 円
法第 87 条の 2 第 2 項	既存建築物の工事の全体計画の変更の認定		1 件につき 120,000 円
法第 87 条の 3 第 6 項	一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可		1 件につき 120,000 円
法第 87 条の 3 第 7 項	一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可		1 件につき 160,000 円
令第 137 条の 12 第 6 項	建築基準法令の規定が適用されないこととされる既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定		1 件につき 27,000 円

令第 137 条の 12 第 7 項	建築基準法令の規定が適用されないこととされる既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定	1 件につき 27,000 円
令第 137 条の 16 第 2 号	建築基準法令の規定が適用されないこととされる既存不適格建築物の移転の認定	1 件につき 27,000 円
川崎都市計画高度地区ただし書	高度地区内における制限に関する許可	1 件につき 160,000 円